

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年11月24日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐藤 周 君 2 番 長 沢 正 君

3 番 四 宮 和 彦 君 4 番 青 木 敬 博 君

5 番 中 島 弘 道 君 6 番 浅 田 良 弘 君

○出席議員 6名

議 長 宮 崎 雅 薫 君 副議長 大 川 勝 弘 君

議 員 仲 田 佳 正 君 議 員 鈴 木 絢 子 君

〃 井 戸 清 司 君 〃 杉 本 一 彦 君

○オブザーバー 2名

議 員 石 島 茂 雄 君 議 員 重 岡 秀 子 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 士 一 成 局長補佐 森 田 洋 一

係 長 鈴 木 綾 子 主 事 野 田 昌 伸

○会議に付した事件

1 市議会12月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 人事案の取扱いについて
- (3) 請願、陳情の取扱いについて
- (4) 一般質問について
- (5) 会期及び日程について
- (6) その他

2 意見書について

3 その他

- (1) 令和4年度議会費12月補正予算について
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長(青木敬博君)開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

- (1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでを協議、決定し、それを基に
(5) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

それでは、(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまで事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただきます。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから3ページまでをご参照願う。今定例会への提出案件は専決の報告承認2件、条例7件、補正予算5件、人事案2件の合計16件となる。それぞれの提出議案について、その概略を説明する。

まず、専決処分の報告承認2件である。市認第15号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第5号）の修正に係る専決処分の報告承認についてである。本件については、10月4日に開催した本委員会において、副市長から説明があったため、ここでの説明は割愛させていただく。次に、市認第16号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第6号）専決処分の報告承認についてである。物価高騰による負担増への対応として、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を活用し、住民税非課税世帯等へ1世帯当たり5万円を給付する価格高騰緊急支援給付事業実施に向け、事業の緊急性を要することから、令和4年10月12日付にて6億9,831万7,000円の増額補正を専決処分したものである。

以上2件の専決処分の報告承認については、即決をお願いする。

次に、条例7件について説明する。

まず市議第22号 伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例である。自治体におけるオンライン手続の推進をはじめとした、情報通信技術を活用した行政の推進のため、情報通信技術を利用して行う手続等について必要な事項を定めるため制定するもので、書面により行うとされている申請又は処分通知などについて、電子情報処理組織を使用して行うことを可能とすることや、申請等に係る添付書面について電子情報処理組織を使用して確認等ができるものについて書面の添付を省略することが可能となるほか、必要な事項について定めるものである。令和5年1月1日からの施行となる。

次に、市議第23号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例である。令和4年人事院勧告において、民間給与との較差を解消するため、勤勉手当の支給月数及び初任給の引上げのほか、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定する勧告がされたことに伴う改正で、令和4年12月期の勤勉手当を、再任用職員以外は0.95月から1.05月に、再任用職員は

0.45月から0.5月に引き上げ、令和5年度以降は、再任用職員以外は6月期、12月期とも1.0月に、再任用職員は0.475月に改めるものである。

また初任給の引上げとともに、30歳台半ばまでの職員が在職する号給の改定等、所要の改正を行う。公布の日から施行となるが、令和5年度以降の勤勉手当に係る改正規定については令和5年4月1日からの施行となる。

次に、市議第24号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例である。地方公務員法の一部改正により、令和5年度から定年が段階的に引き上げられることに伴い、関係条例について整備するもので、伊東市職員の再任用に関する条例では再任用制度の廃止を、伊東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、伊東市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の11件の条例における地方公務員法の改正に伴う用語や引用条項などの整理を行うものである。令和5年4月1日からの施行となる。

次に、市議第25号 伊東市職員の降給に関する条例である。地方公務員法の一部改正による定年の段階的な引上げ及び同法の規定に基づき、職員の意に反して行う降給に関し、目的、降給の種類、降格及び降号の事由、通知書の交付等の必要な事項を規定するため制定するものである。令和5年4月1日からの施行となるが、本条例の制定に伴い、伊東市職員の分限に関する条例について規定の整備が必要となることから、附則において同条例の一部改正を行う。

次に、市議第26号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例である。令和5年4月1日付で実施する組織機構改革に伴う改正で、審議会の庶務を企画部秘書課から企画部職員課に改めるものである。令和5年4月1日からの施行となる。

次に、市議第27号 伊東市犯罪被害者等支援条例である。犯罪被害者等が1日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、市や市民、関係機関等が連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的に推進することを目的に、条例制定の目的、基本理念、市や市民等の責務、総合的支援窓口の設置や経済的支援、保健医療サービス及び福祉サービスの提供制定等、必要な事項について定めるものである。令和5年4月1日からの施行となる。

条例の最後は、市議第28号 伊東市営天城霊園条例の一部を改正する条例である。伊東市営天城霊園内への合葬式墓地導入に伴い、設置及び管理に必要な使用者の範囲、使用料や使用权事項等を定めるとともに、規定の整備や用語の整理を行うものである。令和5年4月1日からの施行となる。

以上、条例7件はすべて常任総務委員会への付託をお願いする。

なお、今定例会においても伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、国の意向が示された段階での追加提出が予定されている。提出された場合は、改めて本委員会を開催することなく、条例案

の審議の最後に議題とする議事日程を改めて作成配付し、本会議での質疑を経て常任総務委員会に付託する取扱いとしたいので、ご了承願う。

続いて補正予算である。まず、市議第29号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第7号）である。補正予算の規模は、10億1,231万1,000円の追加で、補正後の予算規模を307億2,693万3,000円とするものである。本補正予算は、各種事務事業の執行経費の整理に加え、原油価格の高騰等に伴う光熱水費や燃料費などの追加、不足が見込まれる障害者自立支援給付費などの扶助費や、新型コロナウイルスの4回目ワクチン接種に係る経費のほか、物価高騰等に対する子育て世帯の経済的負担軽減のため、小・中学校の給食費の免除を延長するための経費の追加などを行うものである。

主な補正内容は、歳出の総務費では、移住定住促進事業において、申請件数が9月補正をさらに上回る見込みとなったことに伴う補助金の増額や、情報管理費において自治体のオンライン手続の実施に伴うシステム構築経費の計上を、民生費では、生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長に伴う支援金の増額や、障害者自立支援事業において、利用者数の増加等に伴う自立支援給付費及び障害児給付費の増額を、衛生費では、母子保健事業において、申請件数が当初の見込みを上回ったことに伴う、不妊・不育治療費助成金の増額や、新型コロナウイルス感染症予防対策事業において、これまでに実施したワクチン接種に係る経費を整理するとともに、4回目接種に係る経費の追加を、観光商工費では、物価高騰対策事業において、キャッシュレス決済時のポイント還元に係る経費の追加を、教育費では、小学校管理事業、中学校管理事業及び市立幼稚園管理事業において、原油価格高騰により不足が見込まれる光熱水費等の増額や、防犯カメラの改修経費の追加を、学校調理場運営事業において、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、給食費免除について3学期も継続して実施するための賄材料費の増額を行うものである。また、歳出各款にわたって、人事院勧告や人事異動などに伴う人件費や会計年度任用職員に係る経費の整理のほか、減債基金への積立でも行うものである。

歳入では、交付金額が確定した地方特例交付金及び普通交付税の増額のほか、財政調整基金からの繰入金の減額などを行う。

債務負担行為では、一般市道整備工事及び公共施設危険箇所対策工事に係る工事請負費について債務負担行為設定の追加を、小学校スクールバス運行業務委託料については設定済みの債務負担行為の金額の変更を行うこととしている。

なお、本会議における一般会計補正予算（第7号）に係る質疑については4つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費の4款、2つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費の3款、3つ目として第9款

消防費、第10款教育費及び第14款予備費の3款、四つ目として歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正の以上4つに区分して行い、各所管常任委員会への付託をお願いする。

次に、市議第30号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は1,263万8,000円の追加で、補正後の予算規模を87億9,463万8,000円とするものである。補正内容は、歳出では、傷病手当金の追加や、確定した国民健康保険事業納付金について増減の整理を行うとともに、国民健康保険事業基金への積立金の追加のほか、令和3年度分の交付金の確定に伴う県支出金返還金の減額、歳入では、基金繰入金の減額や令和3年度決算確定に伴う繰越金の計上が主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第31号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、1億9,123万9,000円の追加で、補正後の予算規模を90億3,123万9,000円とするものである。主な補正内容は、歳出では、保険給付支払準備基金への積立金の追加のほか、事業費確定に伴う国県支出金返還金の計上などが主なものであり、歳入においては、令和3年度決算確定に伴う繰越金の計上が主なものである。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第32号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は4,947万7,000円の追加で、補正後の予算規模を23億9,047万7,000円とするものである。補正内容は、歳出では、広域連合に対する保険料負担金の追加などが主なものであり、歳入では、令和3年度決算確定に伴う繰越金のほか、療養給付費の精算に伴う広域連合からの返納金の計上などが主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第33号 令和4年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）である。本補正は、収益的支出の増額及び債務負担行為の追加を行うもので、収益的支出は2,440万7,000円増額し、補正後の額を15億4,895万8,000円とし、債務負担行為は、事項を車両運搬具購入費、期間を令和4年度から令和5年度、限度額を2,031万7,000円と設定するものである。補正の内容は、収益的支出については、人件費の整理及び修繕に伴う材料費の増額などのほか、電気料金の高騰による動力費の増額が主なもので、また、債務負担行為については、今年度、老朽化により買換えを予定していた給水車両が、世界的な半導体不足などにより、年度内の納車が困難となったことから、債務負担行為を設定するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。なお、発議案として今定例会に提出を予定している伊東市議会の個人情報保護に関する条例については、各会派及び会派に所属していない議員全員の共同提出議案として最終日前の議運に諮り、最終日の本会議へ上程し、決定してまいりた

い。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料4ページをご参照願う。市諮第1号及び市諮第2号はいずれも人権擁護委員候補者の推薦についてで、令和5年3月31日に任期満了となる石井和代氏及び山口早苗氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。

以上、人事案2件については、最終本会議において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくこととしたいと存ずる。

また、資料5ページ、議会選出の発選第2号 選挙管理委員会委員の選挙について及び発選第3号 選挙管理委員会委員の補充員の選挙についてであるが、令和4年12月25日に任期満了となる委員4人及び補充員4人の後任者の選挙を行う。これら発選2件については、最終本会議において、先ほど説明した人事案2件のご決定の後にそれぞれ議題とし、選挙をお願いする。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについてである。さきの9月定例会以降、これまでに受理した陳情等を申し上げる。令和4年11月7日に郵送にて受理した、「要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書」の陳情1件については、これまでの例に倣い参考配付させていただいた。これ以外に受理した請願、陳情等はない。今後提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上決定いただくこととなるので申し添える。

次に、(4) 一般質問についてである。申合せにより、1人50分以内とし、定例会初日の11月30日から実施する。質問の順序について申し上げる。会派構成は5人の大会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人の小会派が2つとなっている。これまでの例により、大、小、小、大、小、大、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき公明党、清和会、自民・維新の会。2人会派については、無党派 颯、日本共産党の順となる。従って、1番目正風クラブ、2番目公明党、3番目清和会、4番目正風クラブの2人目、5番目自民・維新の会、6番目正風クラブの3人目、7番目無党派 颯、以下6番目までを同様に繰り返し、日本共産党に続き、会派に所属していない議員となる。一般質問の通告期限は、申合せにより、定例会初日の3開庁日前ということで、11月25日（金）の正午までとなるが、極力早めの通告をいただくよう、ご協力をお願いする。また、質問される議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願いする。なお、前定例会と同様に、質問を予定されていた議員が急病等のやむを得ない理由で急遽質問を取りやめた場合、後の質問者の質問開始時刻等

に関しては、議長判断に委ねることとさせていただくので、ご了承願う。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでの説明を終わる。よろしくご審議のほどお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）2人。

○2番（長沢 正君）3人。

○3番（四宮和彦君）2人。

○5番（中島弘道君）1人。

○6番（浅田良弘君）2人。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党の2人と、石島議員が実施されると

のことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大13人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、11月30日（水）1番目正風クラブ、2番目公明党、3番目清和会、4番目正風クラブ2人目、5番目自民・維新の会。第2日目、12月1日（木）1番目無党派 颯、2番目公明党2人目、3番目清和会2人目、4番目日本共産党、5番目公明党3人目、第3日目、12月2日（金）1番目無党派 颯2人目、2番目日本共産党2人目、3番目会派に所属していない議員である。以上である。

○委員長（青木敬博君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、申合せに基づき、明日、11月25日（金）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(5) 会期及び日程について及び(6) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）次に、(5) 会期及び日程についてである。資料6ページ及び7ページをご参照願う。会期は11月30日（水）から12月15日（木）までの16日間の提案である。日を追って説明する。11月30日（水）に開会し、会期の決定の後、一般質問に入る。翌日の12月1日（木）は一般質問の第2日目、2日（金）は一般質問の第3日目、3日（土）及び4日（日）は休会、5日（月）は議案審議をお願いする。6日（火）は、常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、それぞれ午前10時からの同時開催を、7日（水）は、常任総務委員会を第2委員会室にて午前10時からお願いし、8日（木）、9日（金）は本会議なし、10日（土）及び11日（日）は休会、12日（月）及び13日（火）は本会議なし、14日（水）に議会運営委員会、15日（木）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び発議案の決定、人事案2件の決定及び選挙管理委員会委員等の選挙をお願いしたいと存ずる。

(6) その他であるが、まず、新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで通り、議場の扉を開放、登壇時以外のマスク着用での運用とするのでご了承願う。次に、第23回静岡岡崎市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団の発式についてである。第3日目の12月2日

(金)、12時30分から市役所1階市民ロビーにおいて、伊東市代表選手団の出発式が執り行われるのでご案内させていただきます。

以上が、市議会12月定例会の運営案である。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長(青木敬博君) まず、(5) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応及び第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団出発式については、事務局長からの説明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、12月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会12月定例会の運営についてを終了する。

○委員長(青木敬博君) 日程第2、意見書についてを議題とする。今定例会に提起された意見書案は公明党提起の2件である。それでは、公明党代表の長沢委員から説明をお願いする。資料は8ページ及び9ページになる。

○2番(長沢 正君) 最初に、带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書案についてであるが、本文を読ませていただく。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われている。そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く

求めるものである。

もうひとつ、知的障がい者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書案である。

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害、あるいは知的障がい者の定義は定められていない。また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。知的障害については自治体により障害の程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。よって政府に対して、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めるものである。

- 委員長（青木敬博君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次2件一括してご意見を伺う。
- 1番（佐藤 周君）会派内で確認したところ、反対する理由はないとのことであるが、障がい者のほうの意見書であるが、その背景が知りたいことと、各自治体のボーダーラインに差が生じている部分が、一律にそれが上がってしまうような状況にならないような配慮も含めて進めていただく分には問題ないと思う。
- 3番（四宮和彦君）特に反対する内容ではないが、今正風クラブも言ったように、知的障害の取扱いは、各都道府県によって取扱いが違っているとのことである。では例えば静岡県はどういうボーダーラインになっているのかであるとか調べられていないので、必要性に関して精査できておらず、会派の意思としては統一できていない。
- 5番（中島弘道君）2件ともおおむね良いと思うが、知的障害の定義がないというのはなぜなのかとったりしているが、詳細を協議していない。最終日前の議運までには協議したい。
- 6番（浅田良弘君）带状疱疹ワクチンについて、一定の年齢以上の国民とあるが、何を指しているのか。冒頭では、50歳代から80歳代までが発症しやすいとなっている。私もワクチン接種に関しては議会で質問したことがあり、勉強したことがあるが、一定というよりは50歳以上と明記したほうが分かりやすいと思う。それからこのワクチン、6月くらいに医師に確認

した時には1回当たり2万円くらいかかると聞いた。であるので、助成制度という漠然とした言葉ではなく、全額負担であるとか、半額負担であるとか、詳細に文言を入れたほうが分かりやすいかと思う。メディア等で報道はされているが、带状疱疹についてよく分かっていない方が多い印象がある。このワクチン、公明党は承知されていると思うが、今年度承認されたばかりで、流通量が少ない状況があると聞いたことがある。その辺りを加味していただければと思う。知的障がい者については、会派の中で話がされていないので、最終日前の議運までに検討したい。2件とも特に反対するものではなく、賛成で考えている。

○オブザーバー（重岡秀子君）2件とも、会派として勉強不足である。带状疱疹ワクチンについては、有効性を早急に確認し、という言葉があるが、有効性というものについての確認は実際にされていないのか。今の意見だと、認められているということであるが、そのあたりについて少し自分たちで調べてみたいと思う。障がい者のほうについては、基本的には賛成である。具体的なことについては、調べてみたいと思う。

○オブザーバー（石島茂雄君）両方の意見書について、現時点では反対である。まず1つ目の带状疱疹ワクチンについて、反対の理由としては、症状があるということは、必ず原因があるわけである。皆さんご存じのように、带状疱疹が急激に増えてきたのは、ここ2年来である。では2年前に何があったかと言ったら、コロナワクチンの、mRNAワクチンである。これが原因ではないかとしている学術論文はすでに1,000本以上発表されている。9月5日に、高知大学の山本真有子助教授と佐野栄紀特任教授が論文を発表したが、もう一つの根拠が表れてきており、それによると、新型コロナワクチン接種後に生じた遷延性水痘带状疱疹ヘルペス感染症、いわゆる带状疱疹であるが、この皮膚疾患が非常に増えてきた。その部分の細胞を調べたところ、mRNAワクチンがコードするスパイクたんぱくが存在するという結果が出たことを論文で発表した。つまりこれは、かなりの確率で関与しているということを示唆している。この有効性を精査することも必要であると思うが、原因を追究して抗議するということも必要であると考えている。そして、問題になっている带状疱疹には、どういうものが有効かを、この研究室では述べているが、抗ヘルペス治療薬、これを投与したところ治癒したと。つまり、ワクチンではないということである。そういうことを含めて、私は早急な带状疱疹ワクチン接種は反対する。そして知的障害の意見書についてである。私は横浜在住時、ある養護学校に勤めていた。いろんな障がいのある子供、特に知的障がいの子供だが、レベルに差がある。私が勤めていたのは数年間であったが、後年になってくると、精神的な病気に当てはまる傾向が非常に強かった。精神科、心療内科に行くと、投薬が始まってしまう。私がひとつ危惧するのは、一つの個性みたいなもの、まだ成長段階で分からないものがある。そこにこういう枠組みを当てはめてしまう、当てはめるから、あなたはこうなんだ、となる可能性が非常に高い。各自自治体

によってボーダーラインに差があったり、国が統一基準にしないというのは、これは推測であるが、その辺りに理由が一つあるのではないかと思う。このように私が今調べた範囲内では、反対する。

○委員長（青木敬博君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、本案については、提起会派においてそれぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めるとともに、最終本会議前日の本委員会において、改めて協議、決定することとする。

○2番（長沢 正君）申し訳ない、これから検討していただく上で、補足させていただきたい。石島議員と議論するつもりはないが、言われていることも分からないではない。コロナの話が出てきたが、調査・研究は既にコロナ前からされていることであり、なかなか進んでいない現状がある。公的ではないが、参考的に出している成果というか、生ワクチンとか不活化ワクチン、幅はあるけれど、生ワクチンが8,000円くらいで不活化ワクチンは大体2万円くらい。これは2回打たなければならない。効果的なものは、生ワクチンが皮下接種でだいたい五、六十%くらい。そして不活化ワクチンは、筋肉注射であるが2回打つことによって九十何%かの効果があるのではないかと。ただ、国の方がちゃんとした形で、コロナの関係もちゃんと精査しながらやらなければならないと思っているが、この定期接種化は、コロナもそうであるが、1回目を打って数か月経ってから効果が上がってくる。子宮頸がんワクチンも数回に渡って受けなければならない。それはもちろん、助成があり、負担が減る。内容にも書かれているが、やはり1回の接種の負担が高い。トータル的にそういった部分のことを言っていると思う。もう一つ、知的障がい者のほうについてであるが、確かにこのボーダーラインという部分を聞くと、どの辺にかかってくるかによって我々も少し心配なところがある。意見書であるから、あまり細かくせずに大きな枠で出せばいいのかなと思っているが、やはりボーダーラインは引かないと。少し違う話であるが、実際に自分が経験した中では、鬱病の関係で、やはり国が政策をやっているもので、補助が全部出るパターンで、東京で補助を受けていた薬が、静岡に来たら受けられなかったと。それはなぜかと言ったら明記されている薬に都道府県ごとに違いがあり、この薬については補助の対象ではないと言われたと。医師の判断によって、この患者のためにはこの薬が必要だと処方箋に書いてあれば受けられる地域、一方静岡では受けられなかった現状があると、似たような感じであると思う。それがいいか悪いかは言えないところであるが、なので、多少言葉を付け加えたり調整をすることで提出が可能であれば、調整していただきたいと思うので、よろしく願います。

○委員長（青木敬博君）公明党からの補足について、ご承知おき願う。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和4年度議会費12月補正予算について、(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）3 その他について申し上げる。

まず、(1) 令和4年度議会費12月補正予算について説明する。資料の10ページをご参照願う。12月定例会にお願いする議会費補正額は、35万2,000円を減額し、補正後の予算規模を2億238万6,000円とするものである。今回の補正は、事務局職員の人件費関係の整理を行うものである。

最後に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 令和4年度議会費12月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和4年度議会費12月補正予算についてを終了する。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和4年11月24日（木）午前10時46分（会議時間46分）

以上の記録を認める。

令和4年11月24日

委員長 青木敬博